

建設業大臣許可申請（変更届）を 予定している方へ

平成16年4月から建設業大臣許可申請（一部変更届を含む）の取扱いが変わります。

営業所調査依頼が不要になります。

～ 従前は、各々営業所所在の都道府県に対して申請者が営業所調査を依頼していましたが、平成16年4月以降、営業調査依頼が不要になります。営業調査報告書も廃止になります。

許可申請・変更届は従前どおり都県庁窓口へ持参してください。

～ 申請書のほか規則により定まっている添付資料（法定書類）は、従前どおり主たる営業所の存する都県庁窓口に持参してください。

確認資料を関東地方整備局へ直接送ってください。

～ 都県窓口に申請後、1週間以内に確認書類（法定書類以外の書類）を、関東地方整備局建設産業課あて別紙「建設業許可申請に係る確認資料の送付について」を添付して郵送してください。確認資料を送っていただかないと事務処理が出来ません。

許可通知書は申請者あてに直接郵送します。

～ 従来都県庁から通知書を発送していましたが、関東地方整備局から申請者あてに直接発送します。

平成16年4月

国土交通省 関東地方整備局

大臣許可に係る建設業許可申請等の確認資料について

1. 確認資料とは

「確認資料」とは、建設業許可申請書及びその添付書類として法で定められている提出書類とは別に、その申請等の内容を関東地方整備局が審査するために必要な資料（書類）のことです。

2. 提出が必要な場合

許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新に限る）及び変更届出書（「営業所の新設」に限る）を行った際、その確認資料の提出が必要となります。ただし、その他の変更届の提出の際は、確認資料の提出は不要です。

3. 提出方法

許可申請書又は変更届出書（「営業所の新設」に限る）に係る確認資料は、直接「関東地方整備局建設産業課建設業係」あてに送付して下さい。なお、その際に許可申請書又は変更届出書の控えをコピー（それぞれ第1面のみ）して同封願います。

（確認資料の送付先）

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係 あて

TEL 048-600-1906

4. 提出資料（全てコピーを提出）

○許可申請書（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新に限る）の場合

- (1) 「経営業務の管理責任者」の確認資料 後述 I
- (2) 「専任技術者」の確認資料 II
- (3) 「令第3条に規定する使用人」の確認資料 III
- (4) 営業所の確認資料 IV

○変更届出書（「営業所の新設」に限る）の場合

- (1) 「専任技術者」の確認資料 II
- (2) 「令第3条に規定する使用人」の確認資料 III
- (3) 営業所の確認資料 IV

確認資料一覧

I 経営業務の管理責任者の確認資料

1 住民票

現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格

取得確認及び報酬決定通知書の写し

イ) 住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ) 確定申告書法人においては表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの）

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、役員が他社役員と兼務（出向後役員となる場合も含む）する場合は、事前に相談してください。

3 役員名及び経験年数を証明するもの

ア) 法人の役員にあっては商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本（期間分）

イ) 建設業者の令3条の使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し

4 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか

ア) 建設業許可通知書の写し

イ) 工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し（期間通年分）

*追加申請の際は、上記3、4の確認資料が省略出来る場合もあります。

II 専任技術者の確認資料

1 住民票

現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し

イ) 住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ) 確定申告書法人においては表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの）

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。事前に相談してください。

3 法7条又は法15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの

技術者の要件が実務経験の場合は、

①実務経験を証明できるものとして次のいずれか

・証明者が建設業許可を有している（いた）場合……建設業許可申請書及び変更届出書の写し

・証明者が建設業許可を有していない場合……工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し（期間通年分）

②実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか

・健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）

・厚生年金加入期間証明書

・住民税特別徴収税額通知書の写し（期間分）

・確定申告書（役員に限る）……表紙と役員報酬明細の写し（期間分）（受付印押印のもの）

・その他（出向等の場合は個別に相談してください。）

*追加申請の際は省略できる場合もあります。

II 指導監督的実務経験の確認資料

1 実務経験証明期間を確認できるもの（上記II 3②参照）

2 実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し

III 令3条の使用人の確認資料

1 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

3 本人に代表権のない場合は、委任状の写し（見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）

N 営業所の確認資料

1 許可申請及び営業所新設の際に提出するもの

- ア) 営業所所在地付近の案内図
- イ) 営業所等の写真（外観・営業所内）
 - a. 営業所の外部写真（全景が分かるもの）で営業所の案内板及び営業所の入り口部分が一体となったもの
 - b. 営業所内部（教室にわたる場合は中枢部）の状況が確認できる程度のもの
 - c. 建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識が確認できるもの
 - d. 営業所がビル内に所在する場合、建物の入口又はエレベータホール等の営業所の案内板並びに申請者の名称、営業所の名称を明記した営業所の入口部分を写したもの

2 建物の所有状況が確認できるもの

自社所有の場合…次のうちいずれか一つ

- ・当該建物の登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書

賃借しているの場合

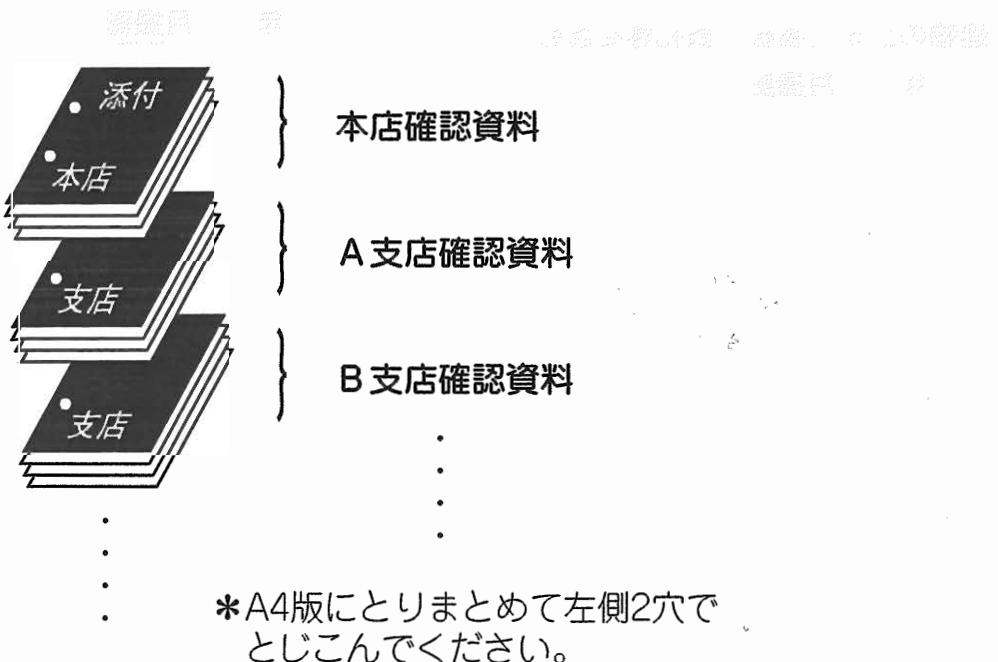
- ・当該建物の賃貸借契約書

*記載されている賃貸借期間が自動継続等で確認できない場合は、直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できるもの（領収書等）が必要です。

■確認資料のまとめかた

各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、別添「建設業許可申請書に係る確認資料の送付について」を、各々営業所毎に添付して送付してください。

(下図参照)



営業所所在地案内図

A4で作成

商号又は名称	
所 在 地	
電 話	
略	図(わかり易く記入すること)

当該場所を朱印すること。

営業所写真

A4で作成

営業所名称	事務所の入口及び内部
建物の全景（看板、表札等を含む）	年 月撮影
<u>年 月撮影</u>	

(用紙A4)
平成 年 月 日

関東地方整備局長殿

所 在 地
申請者 商号又は名称
代表者 氏名

印

建設業許可申請書に係る確認資料の送付について

今般建設業法に基づく国土交通大臣の許可申請を行ったので、別紙営業所、経営業務の管理責任者、令第3条に規定する使用人及び当該営業所に置いている専任技術者に係る確認資料を送付します。

記

既に許可を受けている場合はその許可番号		
主たる営業所の所在する都県名		
都県受付年月日		
許可の区分	建設業	
主たる営業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
営業しようとする建設業	特定	
	一般	
経営業務の管理責任者	氏名	
専任技術者	氏名	(担当する建設業の種類)
	氏名	(担当する建設業の種類)
	氏名	(担当する建設業の種類)

(商号又は名称 _____ 許可番号 _____)

その他の 営業所	名 称	
	所在 地	
	電話番号	
営業しようとする建設業	特 定	
	一 般	
令第3条に規定する使用人	氏 名	
専任技術者	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)

注：各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、この様式を添付してください。